

科学技術振興対策特別委員会議録第三十四号

昭和三十三年四月三十日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 赤澤 正道君 理事 有田 喜一君

理事 齋藤 憲三君 理事 前田 正男君

理事 志村 茂治君

赤城 宗徳君 小笠 公昭君

小坂 善太郎君 須磨 彌吉郎君

保科 善四郎君 南 好雄君

山口 好一君

出席 国務大臣 宇田 耕一君

出席 政府委員 秋田 大助君

科学技術政務次官 秋田 大助君

総理府事務官(科学技術庁) 原田 久君

長官官房長(科学技術庁) 佐々木 武君

総理府事務官(原子力局長) 森 警夫君

通商産業事務官(鉱山局長) 森 警夫君

委員外の出席者 藤原 登君

科学技術庁次長 藤原 登君

外務事務官(国際協力局第三課長) 松井 佐七郎君

四月三十日

委員 平野三郎君 辞任につき、その補

欠として 赤城宗徳君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 赤城宗徳君 辞任につき、その補

欠として 平野三郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 赤城宗徳君 辞任につき、その補

欠として 平野三郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 赤城宗徳君 辞任につき、その補

欠として 平野三郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 赤城宗徳君 辞任につき、その補

欠として 平野三郎君が議長の名で

本日の会議に付した案件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律案(内閣提出第

一四九号)

科学技術振興対策に関する件(国際

原子力機関等に関する問題)

○菅野委員長 これより会議を開きま

す。

科学技術振興対策に関し調査を進め

ます。

本日はまず国際原子力機関憲章につ

いて、外務省当局の説明を聴取するこ

といたします。宮崎外務省国際協力

局長。

○宮崎政府委員 国際原子力機関の設

立の目的は、世界の平和及び人体の保

健及び経済の繁栄に対する貢献を促進

するというのが目的であります。そ

の反面、軍事利用の面を消極的にさ

すという逆の効果を得たものであ

ります。そういう面から、この機関の

中心になる点は、保障措置を設けた

いうことであります。これが核兵器

の査察のために道を開くことになるで

あります。

この機関は、参加する国に対して、

核兵器の核物質及びそれに關する役

務、すなわちサービシ、施設等を提供

したり、その供給をあっせんすること

であります。こういうようなことは

加盟国と原子力機関だけでなく、加盟

しておる、していないにかかわらず、

二つの国の間でも行われるわけであ

ります。この両者の關係は併存する

という關係であります。ただ、その間

にこの国際原子力機関憲章が設定しま

する保障措置、安全の基準等というもの

は、これは自然に両国間の双務協定な

どの一つの基準になるという効果があ

るわけでありまして。結局、日本とい

たしましては、国際原子力憲章によつて

もよろしいし、また双務協定によつて

いろいろ核物質やサービシなどを得て

もいわけでありまして。

さて、そこでこの憲章の規定してお

ります保障措置について御説明申し

上げます。その第十二条に詳しく書い

てあるわけでありまして。大よそこれ

に分けますと、一つは軍事利用の目的

に使用せられないということ、それから

他は保健上及び安全上の措置でありま

す。これはこの各条に詳しく書いてあ

ります。この規制の方法を申し上げ

ますと、原子炉を設備するときの設

計の承認、それから核物質を使用しま

する、その分量を絶えず正確に記

録にとどめておく。それから照射を受

けた物質の科学処理の方法について、

機関が適当と認めるかいなかを調べて

いただく、すなわち、その方法の承

認、それから余った核物質の寄託、こ

れは機関に寄託するように要求せられ

るわけでありまして。それからまた視察員の派

遣というものがございまして、これは

第十二条のB及びCに詳しく書いてあ

ります。視察員が加盟国に派遣し

て、実際の状況を視察するということ

になっておるのであります。この視察

につきましては、いよいよ日本が機関

から援助を受ける場合には、機関との

間に協定を締結するわけでありまして

から、その場合には新たな国内立法の

必要はないと考えております。

次に、援助を受ける方法であります

が、機関から援助を受けるときに

は、まず国内の原子力開発計画があり

ますれば、それを機関に提出して承認

を求めます。それから機関との間に協

定を結んで、実際のいかなる物質を

受けるか、あるいはサービシを受ける

かというのをきめるわけでありま

す。

次に、経費の点を御説明申します

と、大体機関には、もし加盟します

ば、日本からも分担金を出すというこ

とになります。この分担金の關係

する面は、行政費すなわち機関の職員

の俸給その他の費用、あるいは機関が

行ういろいろの取扱及び貯蔵に關す

る費用、すなわち特殊核分裂性物質の

貯蔵に要する費用、それから機関が直

接行います物質、設備、施設

の費用等であります。このうちの行政

費だけを分担するので、その他の費用

につきましては分担金には關係してお

りません。機関自身も物質やサー

ビシを提供することによって取益を得

ますから、それは機関自身の費用に充

てるわけでありまして。だから、それ

だけ分担金は少なくなってくるわけであ

ります。それから、分担金の標準は、一

般的な国際連合の加盟の割合に順応し

て出すということになっております。

それから理事国の構成であります

けれども、理事国といたしまして、二

十三カ国が予定されております。その

うち技術先進国十カ国と、それから原

料提供国三カ国、これははつきりき

まっております。そのほかに総会がき

める理事国があります。総会が選挙す

るのは十カ国でありまして、その中

の、地域を分けまして、北アメリカ、

ラテンアメリカ、西ヨーロッパ、東

ヨーロッパ、アフリカ及び中東、南ア

ジア、東南アジア及び太平洋、極東と

ありまして、そのうち北アメリカにつ

きましてはすでに米、国とカナダ、西

ヨーロッパにおきましてはイギリスと

フランス、東ヨーロッパについてはソ

連といふものがきまっております。の

で、その他の地域については技術の先進

国といふことが問題になってくるわけ

であります。日本は一番最後の、

極東の中の技術先進国といふことは、

これはもう議論の余地がないわけであ

ります。その点においても日本

が理事国になる可能性が多いのみなら

ず機関が設立せられるまでに準備委員

会が現に作業をしておるわけでありま

す。この準備委員会に、いろいろ工作

の結果、日本が入りましたので、現に

日本からもニューヨークにおいてこの

作業に参加しております。従いまして、

この準備委員会に参加しておる諸国

は理事国に選出せられる可能性が非常

に強いわけでありまして、そういう

二つの理由から日本は理事国になり得

る。しかし総会が開かれるまでにこの

機関憲章の批准、寄託を完了しておき

ませんことには、理事国になるチャン

スを失うわけでありまして、ぜひと

も日本は理事国になっておきまして、

いろいろ機関の運営について日本の意

見を反映する必要がありますので、ぜひともこの会期中に批准とそれからすみやかに寄託するという事に取り運びたいと考えておる次第であります。

○菅野委員長 以上をもって御説明を終ります。

この際、質疑があればこれを許します。

○志村委員 国際原子力機関に対して日本ではどのくらいな人数を送っておるか、御説明願いたいと思います。

○宮崎政府委員 現在準備委員会に参加しておるだけでありまして、機関に対してはまだ人は出していないわけであります。

○志村委員 世界各国では相当の人数を送っており、特に日本が理事国として予定されておる国でありながら、きわめて少数の人しか行っておらないという事なことは、将来原子力機関の中における発言権に対して重大な影響があるものと信ずるのですが、大体そういうことは外務省は今考慮しておられるかどうか、それをお聞きしたい。

○宮崎政府委員 現在は準備委員会の段階でありますから、ごく少数でありますけれども、しかし国連の行なっております科学委員会等に対しては、始終行われるたびに代表を出しておりますし、将来この機関が設置せられました場合には、十分日本の有力な科学者等の中から優秀な人を選出して送り込むという事を考慮しておる次第であります。

○志村委員 何か聞くところによると、諸外国では相当の中事務員等の形において人を送っておる、要する

にこういう機関においては人の多い、少いということが、直ちにその国の機関内における発言権と直接の影響を持つものと思っておるのですが、日本はその点非常に手ばかりであるという事をわれわれよく聞いておる。そういう事実はありませんか。

○宮崎政府委員 機関の事務局が設置せられますような場合には、日本も当然これに優秀な人を送り込みたいと思っております。すでに先般も国連の人事局長が東京に参りました際に、候補者を立てまして、これに選考を願っているようなありさまであります。日本は国連加盟にまだ日が浅いございまして、ほかの国に比べまして国連の事務系統に入っておる人はまだ少数でありますけれども、できる限りこういう人々をふやそうという方針をもって進んでいる次第であります。

○菅野委員長 ほかこれ以上質疑があれば、次に進みます。

○菅野委員長 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑は通告に従いましてこれを許します。前田君。

○前田(正)委員 まずこの法律について原子力局長にお聞きしたいと思うのであります。この法案をわれわれ与党の方に提出する前に持ってこられたときには、大臣はみな主務大臣という形で出たのであります。が、与党においていろいろ交渉して、こういうふうにして修正されたのでありますけれども、この法案を原子力委員会に提出されたときは、大臣のところはどういう形に

なっておったか、それを一つお聞きしたいと思います。

○佐々木政府委員 初め委員会の方でお話し願ったときには、製錬の分野は通産大臣と総理大臣の共管ということにいたしました。それ以外の加工分野は、これは総理大臣の専任許可事項にいたしておりました。それから原子炉の設置に関しては、電力の分野は通産大臣と内閣総理大臣の共管というふうになりました。それから、船舶に關しましては、運輸大臣と総理大臣の共管ということで原案は作って、委員会の方でもやむを得なからうというお話であつたのであります。いろいろその後の方からの御指示もございまして、本案のように改訂した方がさらに問題がはっきりしてよろしかろうという事で、委員会の方でも、こうした方がよいという事で、丁承したわけでありました。

○前田(正)委員 党の方に持ってくる前に、原子力委員会の方で了承をされた法律案は、主務大臣となつておったわけでありませんか。

○佐々木政府委員 主務大臣ということにいたしました。最後に主務大臣は、何条何項に關しては何々というふうに明確にいたしましたわけでありまして、

○前田(正)委員 きようは原子力委員の方が出ておられないので、原子力委員の方に御質問するわけにいきませんけれども、實際問題といたしまして、特に原子力の行政として、もちろん発電それから運輸については共管の形でやる必要がありましかつても、しかしその形は、この法律にありましかつても、通産大臣の同意を得て、内閣総理

大臣が許可するというふうに、その責任の範囲というものは、あくまでも内閣総理大臣が一応とつて、ただし運輸大臣、通産大臣の同意を得るという形で共管してやっていくというふうに、原子力行政というものの国内における責任体制というものを明確にしなければいけないと思ひます。実は、われわれが与党において審査いたしましたときには、そういうふうなあいまいなものを持てこられた。それに対して、私としては、原子力委員会というものが、われわれの国会より以上に原子力行政というものを担当——原子力行政を直接やるわけではありませんけれども、原子力行政の決定をしなければならぬという立場において、当然原子力のこれからのあり方というものを明確にしなければいけないという事を、原子力委員会の方で今提出されているような形にして持てこられて、それで今度政府の方へ交渉したところがうまくいかないから、与党の方で相談するといふ話ならわかるのでありますけれども、どうも原子力委員会の方が腰の折れたようなものを持ってこられて、政府が与党に相談したときに、党の方で修正しなければならぬというふうな行き方は、原子力委員会の諸君がこういうものの取扱いというものについて、はっきりと考え方がまとまつていない。そういう点については、済んだこととは言いながら、この法案を審議するに當つて、もう少し原子力委員会の諸君は、原子力のあり方というものはどうあるべきかという根本的な問題を真剣に一つお考え願つて、どちらか

に入つて妥協したという話ならわかるのでありますけれども、原子力委員の方が先に妥協してくるというふうな話では、原子力委員会の諸君の考え方は少し不明瞭ではないかと思ひるのであります。済んだことではありますから、私はあまり突つ込んで申し上げませんけれども、その点を明らかにしていただきたいと思ひるのであります。

それから次にお聞き願ひたいと思ひますのは、法文にずっと出ておりますのは、みんな内閣総理大臣という名前がほとんどで、一部どこか試験の認定のところだけが、科学技術庁長官という事になっておるのでありますけれども、これは当然科学技術情報センターのときのように、法文としては原子力委員会が総理府にある關係で、内閣総理大臣という事でいいわけですが、けれども、未項の方に、この法律に書いたところの内閣総理大臣は、科学技術庁長官にその権限を委任するということを一項入れておいた方がよいと思ひますが、どうして入っていないのか、同じ科学技術庁から提出された法案で、片方は入つて片方は入っていない、その点明確にしていただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員 日本科学技術情報センターの方は、いわば組織法のような性格の考え方でございまして、そこで、センター法案の、科学技術庁の長官に委任されました事項をいろいろ調べてみますと、やはり人事とか資産に關する事項といったような、一般的な監督権限の問題は、権限の一番の元であります総理大臣がこれを持っておりまして、事務報告と申しまするか、業務運営上のいわばルーティン・

ワークのような性格のものは、科学技術局長官に委任するということになつておるのじやなからうかと考えたわけでありま。ところが、本法は組織法といったようなものと異なりまして、実体法でありまして、むしろ事業そのものを規制あるいは監督するという非常に強い権限をうたつたものでありまして、私ももなるべく科学技術局長官というふうに、はつきり委任事項とした方がよろうというふうに考えておつたのであります。ところが、こういう規制、監督の事項は、やはりオリジナルな権限を持つておられる内閣総理大臣にはつきりしておく方が法の建前としてはよろしい。問題は、適、不適の問題でありまして、必ずしもそうしなればならぬということではないのでありますけれども、従来の法の例から見まして、その方がいんじやないかという総理府側の意見が一つと、もう一つは、許可の際には、原子力の委員会に意見を聞くということがありまして、原子力委員会は、御承知のように総理府の付属機関になつておる関係上、どうしても委員会の意見を聞くということになる、科学技術局長官といふのは、少しまずからうということ、やはりその元であります内閣総理大臣にこれをすべきだということ、内閣総理大臣一本に書いたわけでありま。そうして、一般的な事項、たとえば試験監督のような事項は、科学技術局長官にするというふうにしてござい

の仕事をやるわけではない。全部科学技術局長官がやるわけでありま。それから、法文としては内閣総理大臣とつと初めの方を書いてこられて、一番最後に第何条と第何条の内閣総理大臣の権限は科学技術局長官に委任する、というふうになぜ一条を入れないかということなんです。

○佐々木政府委員 先ほど申しましたように、お説のようにいたしたかったのであります。ところが、オリジナルな権限が総理大臣にあつて、それに附帯した許可事項等の問題が派生してきていくわけでございますので、派生したものを科学技術局長官というふうにかきかいて、内閣総理大臣と書いておいて、そして実際の運営におきましては、帷帳なものは科学技術局長官に委任するといふふうな行政措置でもつてやれるはずだ、前例はみんなそういうふうになつておる、そういうふうにおしやるものでありますから、大体前例になつてこれをやつたというにすぎません。

○前田(正)委員 その点は、行政上、実際のものは科学技術局長官がやるわけなんですけれども、それではまた一々総理大臣のところの決裁も仰がなければならぬとか、いろいろめんどろな問題が出て参りますから、事実上科学技術局長官がやるわけだから、センターの方にあつたように、こういう指定とかあるいは許可といふものは内閣総理大臣がやるというふうに書いておいて、その権限は、最後に第何条と第何条の総理大臣の権限は科学技術局長官に委任するといふふうにはつきりしておけば、今度は一々手続を踏まなくても済むと思ふのです。事実上その仕

事を科学技術局長官に委任するのですから、法律に書いてなくてもいいといへばいいけれども、一々決裁なんかとらなければならぬから、なるべく今後そういう点に注意された方がいいと思ふ。ただし、局長の言われる通り、内閣総理大臣に属する許可認可事項といふものは、やはり初めの法文において内閣総理大臣といふふうにはつきりしておかなければ工合が悪い、原子力委員会の意見を聞くものは内閣総理大臣といふふうにはつきりしておかなければ工合が悪いと思ふけれども、ただ、最後のところで、内閣総理大臣といふものは科学技術局長官にその権限を委任する、こうしたら一応これで仕事ができるわけですから、その問題は一つ将来の研究に残してもらふことにします。

次に、ずつと法文を見ますと、各場合のことを書いてあるわけですが、これまた問題は燃料物質の燃えたかとか、その戻りたものの回収の問題が、この法文には明記されていないように思ふのです。これは前から、国民の放射能の障害防止という点からみても、一番国民が心配しておるものは、この物質が回収されていかなければいけない、再処理の規定はあつて、再処理するときは、もちろん原子力公社だけでやるというふうになつておるし、それから一部のものは基準というものをきめて廃棄するようになつておるようでありま。けれども、再処理とそれから廃棄との間に属するようなものがあるかないかわかりませんけれども、とにかく廃棄しない以外のものはすべて一応回収して、その中でまた再処理すべきものは再処理する、こういうふうなこ

とになるんじゃないか。一定基準以下は廃棄するものは廃棄して、一定の基準以上のものは回収して、その中でたとえば再処理に適さないような、ごみと思はれるようなもの、しかしそれにも放射能が相当あるというものも、再処理するときに分離をするのじやないかと思ふのですが、分離をして、そして再処理できるものは再処理する、こういうふうにするのであります。ところが、再処理できないものがこの法文から抜けておるわけです。事実上はやられるのだらうと思ふのですが、それではどういふ点で回収の問題を処理していいか、この法文にその回収の点を一つ明確にしたいと思ふ。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。回収の点は御承知のように非常に重要な問題であります。まず二十三条の二項の八号に「使用済燃料の処分方法」というのがござい。ここで使用済みの燃料に対する処分方法は、許可のときの申請事項としてあります。この内容は、一項にござい。まず、政令等でさらに詳しく書き分けてあります。その際、先ほどお話がございましたように、使用済燃料の実際の処分は、燃料公社以外にはできぬ建前になつておりますので、当然公社に持ち込むことと思ひます。ただ、念のために、それをさらに詳しくさす意味で、第六十二条に許可の際に条件を付することができるといふことになつておりますから、許可の際に使用済燃料はかくかくすべしといふ条件をはつきりつけたいというふうに考えております。

なお、使用済燃料以外の廃棄物でござい。これに關しましては、許可の基準が二十四条の一項の四号にござい。まして、「災害の防止支障がないもの」といふことで、これにも十分条件を付しまして、そして廃棄の方法等を明確にいたしておきます。そうして、災害等を起さぬようにいたしたいというふうな考えております。ただ、使用者と申しますか、普通の研究等に個人が使う、学校で使うといったような場合に、それはむしろ使用済燃料の問題でなくて、後段に申しました一種のアイソトープに類似したものになりますので、この方は五十八条で基準を作りまして、この基準で間違いないように処理してもらいたいと思ひております。

○前田(正)委員 その使用済燃料以外のもの、五十八条で廃棄すること、に認められたもの以外のもの、要するに廃棄できないもの、たとえば、使用した水その他のもので汚染されたものを濾過して、その濾過して残ったものは、ほんとうに廃棄していい程度のものであればいいが、その程度でない、この廃棄の基準にならないもの、使用済燃料以外のもの、どうしても回収してどこかへまとめなければ危ないというふうなものは、どうされますか。

さす。それ以上のものは、条件を付し、まして一定のところに回収するなり、嚴重に保管をさすというよりな手段を講じたいと考えております。

○前田(正)委員 回収なり保管するなりというようなことについては、どこでやらすかというような、具体的なことは検討してないのですか。

○佐々木政府委員　ただいまの保管の場所は、御承知のように、同位元素協会でやっておりますけれども、将来原子力研究所等で自分で出すようになれば、アイソトープの問題でございますので、おそらく研究所自身が扱うようになりかと思えます。使用済み燃料の方は、先ほど申しましたように、燃料公社で扱うのは当然でございます。

○前田(正)委員 アイソトープになら

ないで、炉を運転することによって、使用済み燃料以外のところで、いろいろな危険なものがある過程において出てくるというよりなことにも出てくると思います。あるいはまた、使用済み燃料に再処理して、使えるものと使えないものが出てくると思うのでありますが、こういったものの回収処理とか、廃棄の仕方とか、こういったことについては、十分に今後研究していった方がいい。われわれもまだ十分に検討を要する問題であると考えておるわけですが、ただ、法律的には今、局長の説明のように一応処理できるようにありますから、その点については、法律の運用に当っては嚴重に、国民に心配をかけないようにやっていたきたいということをお願いしておきます。

○菅野委員長 齋藤憲三君。

○齋藤委員 長官に一つお尋ねいたします。けさの朝日新聞に、英国との一

穀協定の内容が掲げられておったのであります。私はよく読みませんでした。が、その冒頭に、これは学界から資料が出たというふうに書かれておったのであります。われわれとしては、内容が外交問題に重大な影響があるから未発表のものである、もし発表せられるならば、その前には国会に第一に参考資料として配られるものであろう、そういうふうに考えておったのですが、それが突如として朝日新聞に掲載されたというところにつきましては、ちよつと意外な感じを受けるのであります。これは従来どういふ取扱ひ方になっておったのでありますか。それを一つ御説明願いたい。

○宇田國務大臣　きより発表になった

というのは、私実は読んでおらぬものだから、内容がよくわからないのですが、イギリスとの関係は、昨年、石川一郎調査団が行ったときに向うで手に入れて持つて帰ってきたものはあります。しかし、それは公式なものとはわれわれは考えておらぬわけで、外務省を通じて正式な話をするようにというのが先般の閣議で決定してありますから、閣議の決定の線に沿って、それぞれの機関を通じて、ただいま英国との新しい交渉をどういう形でやるののか、どういう時期にやるのか、そのの話し合いはしております。従つて、日本側としてそういうふうな資料を正式に求めて、正式にこれを協議していくといふところにまだいつておらないと、という報告を私は受けております。それで、けさ発表になったのはどういう性格のものか、私はよくわかりません。

○齋藤委員 新聞の発表でございますから、ただいま長官の御答弁のより

に、正式なものではあるいはないかを
しませんが、とにかくどこで検討を
加えられておったのが新聞に掲載さ
れたのかわかりませんが、いやしくもそ
ういふものが、非公式に英國から日本
の原子力委員の手に渡つたものを新聞
に発表されて、世人をあつと言わせる
ような形になるということは、これは
支障がなければそれまででございま
すけれども、われわれの聞いておりまし
たところによりますと、そういふもの
は慎重に取り扱ふべきものであるとい
うことに聞いておつたのであります。
それが新聞に掲載されるというよう
なことになりますと、日本のそういう
問題に關する一切の信用というものが私

なくなっていくのじゃないかと思いま

す。それでございますから、新聞に掲載されても差しつかえないものであったならば、事前にわれわれにも見せてもらおう。しかし新聞に掲載されると丁合の悪いようなものは、あくまでもそりいうことのないように今後気を付けてもらおうというふりにして、なるべく国際上の信頼を高めるように、一つ行政的な措置をしてもraitたい、そう思っているのであります。これに対して今後の畏官のお考えを承わりたいと思ひます。

○宇田国務大臣　石川さんが昨年持つて帰ったというものについて、向うとどういふ話をしてきたのか、われわれはどうも判断に苦しむ点があります。従つて、石川さんと英国側との話がどの程度話をしておったかということからは、正式な外交機関を通じて正式な話し合いを持っておらぬ關係で、われわれ

れには理解しがたい点があります。しかし、そういうことを中心にして正式

の国交関係の語にこれを持ち出すかといふと、そういうことは事実上なかなかできないことであつて、やはりわれわれとして政府の責任において、閣議で方針をきめて、そうしてその方針に基いて、相手方との交渉は一本のパイプで交渉する。すなわち外務省を通じて交渉をする。あるいは国内でも、大蔵、通産その他の関係の省庁がありまゝから、そういう関係の省庁と十分打ち合わせして、そうして長年月にわたる国と国との協定になりますから、内容にしても慎重に検討すべき点が多いといふことは、おそらく常識だろうと思ひます。従つて、そういう意味において輕々にはこれを取り扱わないの

がほんとうであるし、また向うの国に

対する儀礼からいっても、慎重に、そうして万全を期すべきだと考えております。事前に漏れたというのは、政府関係からそういうような資料をわれわれはまだ手に入れておらぬわけです。まだそれに対する態度はきまらななです。いはずです。閣議の決定はしたのですけれども、その次の段階についての十分な話し合ひは、今までいたしたことはありません。従つて、そういう前提のもとにこれが新たに一般に漏れていくということについては、政府では全然関係をしていないことで、実は非常に意外に思つておる点であります。しかし、あれがほんとうのものであるかどうか、実は十分知らないわけで、新聞に発表された内容については、どういふふうに検討していくか、またそれが重要な案件であるかどうか、今のところ、新聞に発表されたということ

は聞きましたけれども、内容はまだ見ておりません。

○志村委員 齋藤委員の質問に關連して、私もお尋ねしたのであります。英國との一般協定の案文については、學術會議がもう相当以前から研究を開始しておるといふことは、われわれでに聞いておる。こういうような資料は、學術會議は一体どこから手に入れたか、もし御存じであつたならばお願いしたい。

○宇田國務大臣 そういふ経路については、全然私は聞いておりません。

○志村委員 けさの新聞によりまゝと、イギリスとの一般協定の案文のドラフトについては、イギリスの要求があつて、しばらくの間秘密にしておいてくれといふことであつたといふので

す。ところが、きより発表されたとい

うことになりますと、秘密が解除されたのではないかと、いふにわれわれは知るわけです。新聞自身が、秘密にしておけと言っておると書いておりながら、発表しておるといふこの事実を見ると、秘密が解除されたのではないかと、こりいふにわれわれは解釈するのですが、その点はいかがですか。

○宇田国務大臣　解除するというようなことはあり得ないと、私は今までの経過に徴して判断をいたしております。これがどういふわけで発表される経過に至ったかということは、むしろ今までの経過から見れば全然逆じゃないかというふうに判断をいたしております。

○志村委員　すでにわれわれの耳にも、学術会議がこのドラフトの検討を始めるというよりなことを聞いておりますし、政府がこれを知らないはずは

ないと私は思うのです。それにもかかわらず発表されて、そういう事実があったかどうかまだわからないというように、何を言っておられたんでは、私たち、何かわれわれと違ったルートでそういうようなことが常に流され、検討されておるんだというふうに解釈するのでありますが、少くとも国際協定については、そういうような国会以外のところへまず先に出て、そこで十分検討した後に初めてこれがわかる、しかも政府が知らぬうちに新聞が秘密だと言っておきながら発表するということになれば、何かしら国会の権威がそこになくなってしまふのではないかと。国際協定について、国会がこれに協力し、国会がこれを認めるという態度を求められるならば、まず第一に国会に諮るべきだ。もしそういうような事実が出たならば、政府はこれを十分取り締り、または経路について取り調べる必要があると思いますが、この点いかがですか。

○宇田国務大臣　そういう点につきましては、十分関係方面、各官庁と連絡をして、そしてこれに対する態度をあらためてきめたいと思っております。

○齋藤委員　私もこの問題はあまり深く追及したくないのでありますが、その新聞記事に発表されたということ、それからただいま志村委員からのお話もありました通り、前々から学術会議で検討を行なっておったということ、そういう点から考えますと、原子力政策というものの対する原子力委員会その他の考え方というものは、全く違った考え方によってやられておるのではないかと。一体原子力というものが今日世

界の外交及び内政上においてどういう地位にあるかということがわからずして、ただこれを、学術的感覚から検討すると、一切が表明できるのだというように、何でもないあやまちを犯しておるのではないかと思ふのです。そうならば、政治でもなし、ただ何でもかんでも学術会議において検討を加えたものならよろしい、学術会議で推薦したところの委員ならよろしい、そういうような妙な、ゆがめられた、へんばな考え方によって原子力政策というものを考えていくような当局であつたら、それはもうやる、やらぬにかかわらず、世界的に落後者になるのは当然だ、私はそう思う。だから、そういうことは今後一つ十分留意をせられまして、原子力というものは今世界の政治問題の中でどういうウエイトを占めておるか、これによって将来人類社会というものがどういふふうに通かれていくものであるかというふうな、大局的な遠視した立場から日本の原子力政策というものを持っていくにいたさないといふ、とんでもないことになつてしまふのではないかと、私はそういうふう

に感ずるのであります。特にこの点について、一つ原子力担当の長官としてのお考えをこの際承わっておきたい。

○宇田国務大臣　今日の新聞に出ておる内容というのは、私は十分見ておりませんので、これを中心にしてとやかく討論するのは根拠のない上のことです。ただ、ただいま齋藤委員からお話がありましたように、学術会議で検討されておったということですが、学術会議は学術会議でどういふデータでどういふふうの研究したのか、根拠がはっきりしませんから、そ

の点あらためて先ほど来申し上げるそれぞれの機関を通じて、十分検討したいと思ひます。特に閣議の了解後においては、各官庁それぞれはそれぞれの立場で研究いたしておるものだらうと思つておられますけれども、それについて具体的にどういふ方針でいくかというところについての十分な話をし、結果がここに具体的にきまつたといふわけではまだありません。方針がきまれば、必ず閣議の了解を求めなければならぬ案件でありますから、そういう前提のある案件について、それと無関係にどこかのグループに研究を依頼する、そういうようなことは政府はいたしません。従つて、そういうことは全然政府と関係外のことと思ひますけれども、しかし、内容を十分に見てから、なお検討を加えたいと思ひます。

○齋藤委員　その問題については一つ十分御検討を願ふことにいたしました。十分、本筋の法案に対する質問をいたしたいと思ひます。きょうは特に鉱山局長の御出席をお願いいたしましたのは、核燃料物質、核燃料物質という点につきまして、鉱山行政、すなわち鉱山保安法との関係があると私は考えて御出席をお願いいたしましたのでござい

ます。突然のことではございますが、もし御即答を願えない場合には、今度六日にもう一ぺん委員会を開いていただきたいと思つておられますので、その折に御答弁を願へばけっこうです。

というところから始まつて、第二条の五号に「製錬」の定義があるのであります。この「製錬」の定義は「ウラン又はトリウムを比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理すること」といふことになつておられます。私の乏しい知識からいいますと、化学的方法によつて処理するということになりますと、化学と分解と反応、大体こういう過程であつたらしく私は思ふ。ですから、何らかこれに方法を加えてその性質を変化させる、そういうような過程で行ふと、この方法が化学的方法だらう。そうすると、この化学的方法に入らないところのウラン、トリウムの比率を上げるということとは、全部物理的のもので申しますか、そういう方法が今度たくさん出てくると私は思ふ。この前の質問で原子力局長にも御質問したのでありますが、たとえばオイル・フローテーションをやるとか、あるいは非常にこまかい三百か四百のメッシュにして、水力によつて比重選鉱をやつていくとか、そういう方法がたくさん出てくる。そうすると、これはこの法律で規制する範囲外だとすると、鉱山行政の方に入

るのか入らぬのか。それから今度鉱山局長が監督行政庁として、ウラン、トリウムの鉱山を開発していかなければならぬ、そういうときに、坑道の内部におけるところの処置とか、そういうことは別といたしまして、鉱山外においては、ウラン、トリウムを物理的に処理して、その比率を高めるといふ処置に対して、そこにどういふ規制をする法律的なまたは省令的な根拠があるか、これを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○藤(野)政府委員　この法律で「製錬」の定義として「化学的方法により処理する」といふ方法的な特色をつかんで示してありますが、それ以外の方法といふことです。物理的な方法ということになります。大体従来のわれわれの承知いたしておりましたところでは、物理的な方法はいわゆる製錬の一步前の選鉱といふ段階でございまして、比重選鉱、あるいは浮遊選鉱、あるいは磁力選鉱といふようなやり方が従来実施されておりましたが、今後また新しい方法も見つかるとも思ひます。一応まず選鉱という範囲に属するといふことになりまして、選鉱法の適用を受け、またその規制を受けるわけであり

ますが、選鉱法で選鉱について規制をするやり方としましては、施設案で政府の認可を受けさせ、あるいはこれが試掘権の場合でしたら届出をさせまして、必要な場合には政府が変更命令を出すといふふうなやり方で規制できる建前になっております。その際に政府の意図するような方針を盛り込んで実現するよう指導していくことが可能であつたらうといふふうに一応考えられるわけでありまして。

○齋藤委員　私も、施設案なるものがどういふ法的根拠によつて行われるものであるかはよく知りませんが、とにかく従来の施設案では、放射能の障害は防げないと思ふのです。たとえて申しますれば、外国の資料を求めてみま

すと、坑道内において通風の最も能率的なしなけをするとか、あるいはいろいろのことを外国でもやつておるようでありまして、そういう施設案をこれからウラン、トリウムの加工業者に要求するということになりますと、それ

を要求する何らかの法的根拠がなければ、それは要求できないんだと思ひます。そういうことは今直ちにやっていますところもあるだろうと思ひます。ウラン、トリウムの掘採をやっているところもあるかもしれないし、またこれからやるとするところもあると思うのですが、そういうものを規制する根拠はどこにあるのでしょうか。

○森(警)政府委員 ただいまのお話は、保安の点が重点であるように聞こえます。私が先ほどお答え申しましたのは、むしろ、鉱業全般の運営の問題として申し上げたのでございます。話が保安に重点が置かれますと、鉱山保安法の御説明ということになるわけでありまして。鉱山保安法によりまして、事業場で保安を実施するための保安規程というものを各事業場に設けさせることになっております。これは政府の認可を受けさせることになっております。その際に、十分障害防止の規定を入れさせ、またこれを守らせる強制規定もございまして、鉱山保安法に基づきます保安規程の運用によって、障害防止の目的は達せられるものと考えます。

○齋藤委員 その鉱山保安法でありまして、鉱山保安法の第三条には「この法律において『保安』とは、鉱業に関する左の各号の事項をいう。一、鉱山における人に対する危害の防止、二、鉱物資源の保護、三、鉱山の施設の保全、四、鉱害の防止」とありまして、第二項には「前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。」これだけの規定しかない。このうちのどれが一体放射能障害を防止す

るところの保安の規定に該当するの、私はないと思ひますが、どうなんですか。

○森(警)政府委員 ただいまの御質問は、第三条の一項の一号と四号によって答えられておられるのであります。が、鉱山における労働者に対する障害の防止は、第一号に規定されておりますし、またその鉱物によって、一般社会が被害を受けることを防止することは、第四号にありまして「鉱害の防止」ということでございまして。大体この二つで御要請にこたえ得ると思ひております。

○齋藤委員 私の申し上げるのは、第三条の第一項第一号には「鉱山における人に対する危害の防止」とあつて、しかもこの第二項において「人に対する危害の防止には、衛生とあつて、『衛生』という言葉を使つておる。もし放射能物質によるところの障害というものが、人間に対する衛生という言葉でもってカバーできるとすれば、これは一体どういふ法律的な規制によつてこの放射能の障害を防止するのか。当然、この国会において衆議院を通過いたしました放射能同位元素等による放射線障害の防止に関する法律というふうな、一つの法体系を持った、鉱山におけるところの放射能物質に対する障害防止という何かの法的根拠がなければ、今の鉱山行政における放射能物質の取締り、規制というものはできないのじゃないか、そういうふうにお考えになるのですか、鉱山局長は一体どうお考えになっておりますか。

○森(警)政府委員 ここでは、鉱山における労働者あるいは一般社会の者が、鉱業の運営によつて危害を受ける

ことを防止することを規定してあります。が、その被害がどういふ原因によつて起るかということについては、別に限定いたしてありません。新しくそういう放射能によつて人あるいは社会が被害を受けるということになれば、この条文に基づいて障害防止のための必要保安規程を事業者に制定させ、また順守させることができると思ひております。

○齋藤委員 私の言わんとするところは、これはやはり鉱山局でも、放射性物質の障害を除去し得るところの省令あるいは法的措置を講じなければ、鉱山の保安確保において万全を期し得ないというふうにお考えなのであります。もっと端的に申し上げると、そういうことを直ちに措置せられるところのお考えがあるかどうかということを一御答弁をお願いいたします。

○森(警)政府委員 お説の通りでございます。われわれとしても、鉱山の保安規程にできるだけそういう放射能による被害の防止に必要な規定を盛り込ませるよう、指導いたしたいと思ひております。しかしながら、それについてはいろいろ研究の結果、その具体的な基準もまだはっきりいたしていません。現状でございますが、これは科学技術庁その他放射能についてのいろいろな研究機関とも連絡をとりまして、早く障害防止の基準というものをつかんで、これを保安規程に織り込ませて、障害防止の目的を達成させたいというふうに考えております。

○齋藤委員 私のちよつと見ました点だけを申し上げておきたいと思ひますが、この第四条の鉱業権者の義務として必要な措置の中でも、放射性物質

というものはどれに該当するかもよくわからない。第四条なんかを見ますと、放射性物質なんか一つも該当するものはありはせぬ。それから第五条、第六条、特に第六条は保安教育というものをやらなければならないということになっておる。だから保安教育というものにおいても、ウラン、トリウムという新しい放射性の鉱物が採掘されるということになる、今度は保安教育という面においても、別個の措置を講じていたかなければならないということになる。それから、第八条に「鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設の設置」というふうなこともうたつてあるけれども、これは大きな放射性の原鉱をどんどん取り扱うようなところにおいては、勢い放射線障害というものに対する建築物の規定というものは作らなければならない。その他第十條、第二十二條、第四十條、こういうふうに考えて参りますと、通産省鉱山局といたしましては、これから非常に盛んになるであろうところのウラン、トリウムの確保に対して、十分な措置を講ぜられて、今審議中の核原料物質の取扱規定と鉱山行政との間に間隙のないように、一つ措置していたかなければならないと思ひるのであります。

なおこの法案についてたくさん質問があるのでございまして、十二時を経過いたしましたから、一つ次会に質問させていただきますと思ひます。

○志村委員 簡単に一つ……。この法案を見ますと、大部分は総理大臣専管という建前になっております。ごく部分的に通産大臣あるいは運輸大臣との共管というふうな形になっております。

す。見受けまるところ、製錬事業、これは通産大臣との共管ということになっておりますが、大体この事業場というものは、網羅して、通産大臣の指揮監督下に入るといふ建前をとつておられるのかどうか。たとえば、運輸事業であるとか農林等の、運輸省関係、農林省関係、建設省関係あるいは防衛庁関係におけるいわゆる事業場というものは、やはり通産大臣の監督下に置かれておるのでありますか、それをお聞きしたい。

○佐々木政府委員 お説の通りでございます。まして、たとえば電気事業者に対する監督は通産省の方で、電気事業法に基づきまして監督するといふ建前になっております。この法案で規定いたしました部分は、原子炉で例をとりますと、第二十三條の二項の第五号にありまして「原子炉及びその附属施設」云々とあります。その範囲は、一応タービン、発電機といったようなものは、この中に入っていないというふうな解釈すべきじゃないかというふうにお考えしております。

○志村委員 いや、私のお聞きしたいことは、いわゆる事業場と名のつくもの、今おっしゃつたのは、船舶であるとかあるいは発電所のリアクターであると思ひますが、いわゆる事業場というものは通産省の管轄下に入るといふ共通した建前になっているのかどうか。私たちが想像するところによりまして、運輸関係、農林関係、建設関係あるいは防衛庁関係でも、その事業場が通産省の管轄内に入っていないものもあると思ひますが、その点はいかがですか。

○志村委員 原子燃料公社について、これがやはり共管になっておるといふことは、発電所あるいは船舶の場合にはあるいは了解できません。しかしながら、ほかの場合と違う。ほかの場合には総理大臣の専管になっておりながら、燃料公社については共管ということとが、何か一般の系統から違っておるよ

に考えておる。そうして、同じ事業場であっても、やはり各省専管の、通産省以外のところの専管の事業場もないわけではない。そういう点から考えてみた場合に、特にこの製鐵事業に、もちろん連絡はありましよう、同じ圈内であつて連絡なしということもないわけでありまうし、内閣とすれば一本

すが、この製練がいろいろ監督についても入りまじった点がある。入りまじったということがいいか悪いか、今のお話だとあまり感心しないことのようですが、入りまじったところにさらに入りまじって、それを両方やらせるということについては、どうなんですか。

と申すのですが、第一、この法案を見ますと、製練というところからこの法案は規制をしておる。私はなぜああいう質問をこの前からしておるかと思しますと、製練というものは、化学的方法を用いたものを製練というのだ、そうすると、あとの物理的方法というものは製練でなく、選鉱の部類に入るとい

の御容弁では、あとでちよつと誤解されるといけませんので、この際一つ明瞭にしておきたいと思うのですが、なるほど原子炉の許可につきましては、この法律では通産大臣とか運輸大臣の同意を得て内閣総理大臣の許可を得るという形にはなつておるけれども、この原子炉自身については、電気事業に

つては電気事業の方の法律によつて通産大臣が、また原子炉発電——設備ではなしに、原子炉についても許可をするし、それから船舶用の原子炉の部分についても、船舶の方の法律によつて運輸大臣が許可するという事で、なるほど原子炉の許可については、この法律においては総理大臣の専管という形になっておるけれども、一つの炉の立場からいふと、二つの方からの認可をもらわなければならない、こういうふうには、この法律としてはそうでありませうけれども、事実上は、一つの炉について両方の許可をもらわなければならないのです、その点は間違いないと思ひますけれども、どうですか。

○佐々木政府委員 あるいは先ほど申し上げたのが誤解されたかもしれませうが、電気事業者についての監督は、電気事業法によつて監督するのでありますが、原子炉自体の認可につきましては、あくまでも総理大臣であります。ただ、それに関しては、通産大臣の同意が必要であるというにすぎません。従ひまして、この分野に關しましては、専管というふうに考へてよろしいと思ひます。

○前田(正)委員 それではなしに、電気事業者が認可を受けるのに、電気事業について、それが原子炉発電のものであれば、ただ単に発電機の部分だけではなしに、原子炉の部分も含めて認可するという事で、一つの原子炉について、この法律では総理大臣が各大臣の同意を得て専管でやるという形にはなっているけれども、同時に電気事業者は、またこの法律によつて通産大臣の認可を受けるときには、その原子炉の部分も含めて認可を受ける

わけですから、向うは一つの炉について両方の認可を得なければならぬという事になつてくると思ひますが、どうですか。

○佐々木政府委員 その通りだと思ひます。

○前田(正)委員 今の点はあとでまたいろいろと問題があると思ひますから、ぜひはっきりとしておいて下さい。

○菅野委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は来たる五月六日、午前十時より開会し、本案の質疑を行います。

この際、委員諸君にお知らせいたします。五月初めに東海村の原子力研究所を視察したいと思ひますが、ただいま視察の日程等について検討中です。御希望をお申し出願いたしたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十八分散会